

茨城町耐震改修促進計画

—資料編—

令和4年4月

茨城町

目 次

資料 1	特定既存耐震不適格建築物（特定建築物）等一覧	資-1
資料 2	本計画で対象とする地震の震度分布と被害想定	資-3
資料 3	緊急輸送道路一覧	資-8
資料 4	耐震診断義務付け道路一覧	資-9
資料 5	町内の耐震診断義務付け道路および緊急輸送道路図	資-10

資料1 特定既存耐震不適格建築物（特定建築物）等一覧

特定既存耐震不適格建築物（特定建築物）一覧表

用途		特定既存耐震不適格建築物（法第14条）		
		指導・助言対象 （法第15条第1項）	指示対象 （法第15条第2項）	耐震診断義務付け対象 要緊急安全確認大規模 建築物（法附則第3条）
学校	小学校，中学校，中等教育学校の前期課程，特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	5,000㎡以上
ボーリング場，スケート場，水泳場 その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	5,000㎡以上
病院，診療所		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	5,000㎡以上
劇場，観覧場，映画館，演芸場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	5,000㎡以上
集会場，公会堂		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	5,000㎡以上
展示場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	5,000㎡以上
卸売市場		階数3以上かつ1,000㎡以上		
百貨店，マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	5,000㎡以上
ホテル，旅館		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	5,000㎡以上
賃貸住宅（共同住宅に限る。），寄宿舎，下宿		階数3以上かつ1,000㎡以上		
事務所		階数3以上かつ1,000㎡以上		
老人ホーム，老人短期入所施設，福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	5,000㎡以上
老人福祉センター，児童厚生施設，身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	5,000㎡以上
幼稚園，保育所		階数2以上かつ500㎡以上	750㎡以上	1,500㎡以上
博物館，美術館，図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	5,000㎡以上
遊技場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	5,000㎡以上
公衆浴場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	5,000㎡以上
飲食店，キャバレー，料理店，ナイトクラブ，ダンスホールその他これらに類するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	5,000㎡以上
理髪店，質屋，貸衣装屋，銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	5,000㎡以上
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）		階数3以上かつ1,000㎡以上		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自動車の停留又は駐車のための施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	5,000㎡以上
郵便局，保健所，税務署その他これに類する公益上必要な建築物		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	5,000㎡以上
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 （法第14条第2号） ※詳細は次頁参照		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵し，又は処理するすべての建築物	500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上 （敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）

用途	特定既存耐震不適格建築物（法第14条）		
	指導・助言対象 （法第15条第1項）	指示対象 （法第15条第2項）	耐震診断義務付け対象 要安全確認計画記載建築物
避難路沿道建築物 （法第14条第3号）	耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）		耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）
防災拠点である建築物 （県計画P10にて位置づけ）			耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

※太枠内は要安全確認計画記載建築物を示す。

【特定既存耐震不適格建築物となる危険物の数量一覧表】（耐震改修促進法第14条第2号）

i) 特定既存耐震不適格建築物の要件

以下の表の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

ii) 指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件

床面積の合計が500㎡以上でかつ以下の表の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

危険物の種類	危険物の数量
① 火薬類（法律で規定）	
イ 火薬	10 t
ロ 爆薬	5 t
ハ 工業雷管及び電気雷管	50万個
ニ 銃用雷管	500万個
ホ 信号雷管	50万個
ヘ 実包	5万個
ト 空包	5万個
チ 信管及び火管	5万個
リ 導爆線	500 km
ヌ 導火線	500 km
ル 電気導火線	5万個
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2 t
ワ 煙火	2 t
カ その他の火薬を使用した火工品	10 t
その他の爆薬を使用した火工品	5 t
② 消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
③ 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類30 t 可燃性液体類20 m ³
④ マッチ	300マッチトン（※）
⑤ 可燃性のガス	2万 m ³
⑥ 圧縮ガス	20万 m ³
⑦ 液化ガス	2,000 t
⑧ 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る）	毒物 20 t 劇物 200 t

※ 1マッチトンは、並型マッチ（56×36×17mm）で7,200個、約120kg

資料2 本計画で対象とする地震の震度分布と被害想定

茨城県では、茨城県及びその周辺における過去の地震被害や断層の分布状況を踏まえ、茨城県に大きな被害をもたらすおそれのある7つの想定地震を下表のとおり設定しています。本計画で想定する地震は、これら7つの想定地震のうち、本町における想定最大震度が大きく、県計画においても想定地震としている「茨城県南部の地震」および「茨城県沖から房総半島沖にかけての地震」（同表中、（※）印を付した地震）を選定し、以下、これら2つの地震の被害想定概要を記載します。（出典：茨城県地震被害想定調査報告書）

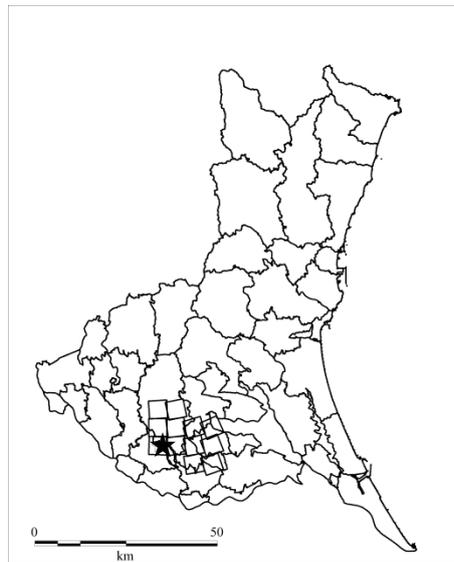
□茨城県に大きな被害をもたらすおそれのある想定地震

	地震名	地震規模	想定の見点
1	茨城県南部の地震※	Mw7.3	首都直下のマグニチュード7クラスの茨城県南部地域に影響のある地震の被害
2	茨城・埼玉県境の地震	Mw7.3	
3	F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震	Mw7.1	県北部の活断層による地震の被害
4	棚倉破砕帯東縁断層、同西縁断層の連動による地震	Mw7.0	
5	太平洋プレート内の地震（北部）	Mw7.5	プレート内で発生する地震の被害
6	太平洋プレート内の地震（南部）	Mw7.5	
7	茨城県沖から房総半島沖にかけての地震※	Mw8.4	津波による被害

□選定した2つの地震の主な特徴

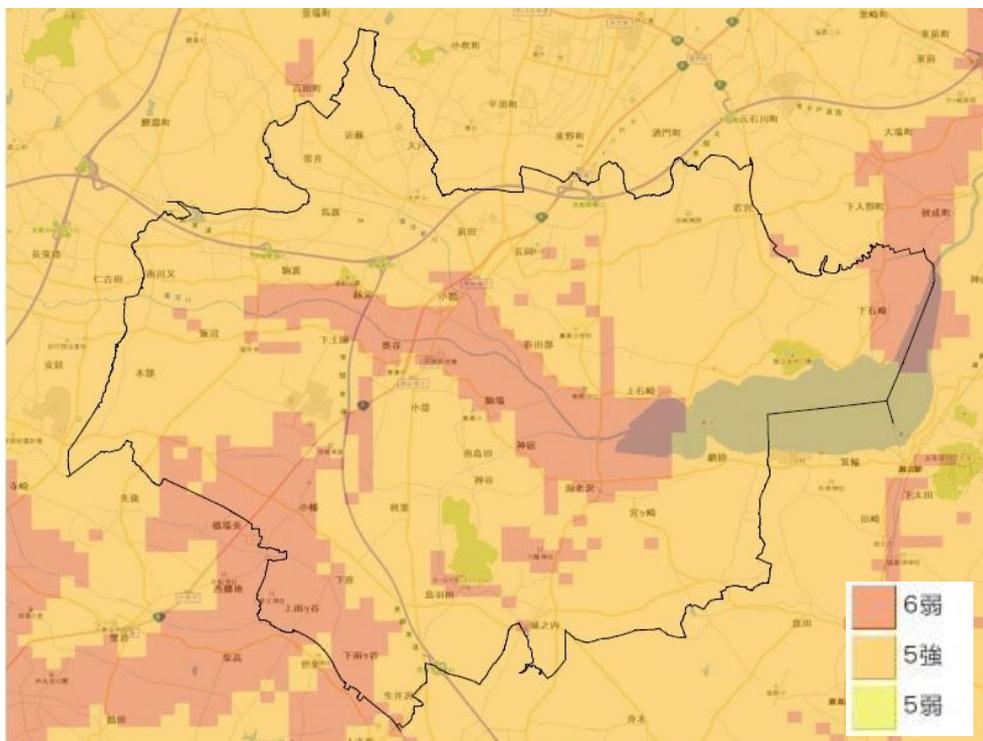
	地震名	想定の見点
1	茨城県南部の地震	県南・県西地域を中心に揺れや火災の被害が多く発生する地震（「茨城・埼玉県境の地震」もほぼ似た被害が発生）
2	茨城県沖から房総半島沖にかけての地震	県央から鹿行、県南にかけて液状化や揺れによる被害が広く分布し、沿岸部全域にわたって津波被害も発生する地震（北部と南部の「太平洋プレート内の地震」を合わせたような被害が発生）

1. 茨城県南部の地震による被害想定の概要



茨城県南部の地震の断層モデル
(内閣府 (2013))

※ □は、強震動生成域を示しており、特に強い地震波（強震動）を発生させる領域。★は破壊開始点。



茨城県南部の地震の震度予測 (出典：いばらきデジタルまっぷ)

□茨城県南部の地震による茨城町の建物被害

(単位：棟)

季節 時間帯	液状化		揺れ		土砂災害		火災	合計	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	焼失	全壊・焼失	半壊
冬 深夜	*	10	20	310	*	10	10	20	320
夏 12時									
冬 18時									

□茨城県南部の地震による茨城町の人的被害

(単位：人)

季節 時間帯	内訳	建物倒壊		土砂 災害	火災	ブロッ ク 塀等	合計
		(内数) 屋内収容物					
冬 深夜	死者数	*	*	*	*	*	*
	負傷者数	50	10	*	*	*	50
	(内数) 重傷者数	10	10	*	*	*	10
夏 12時	死者数	*	*	*	*	*	*
	負傷者数	30	10	*	*	*	30
	(内数) 重傷者数	10	10	*	*	*	10
冬 18時	死者数	*	*	*	*	*	*
	負傷者数	30	10	*	*	*	30
	(内数) 重傷者数	10	10	*	*	*	10

※ 「*」は「わずか」という意味である。

※ 表中の数量は集計結果を切り上げているため、合計が合わない場合がある。

2. 茨城県沖から房総半島沖にかけての地震による被害想定概要

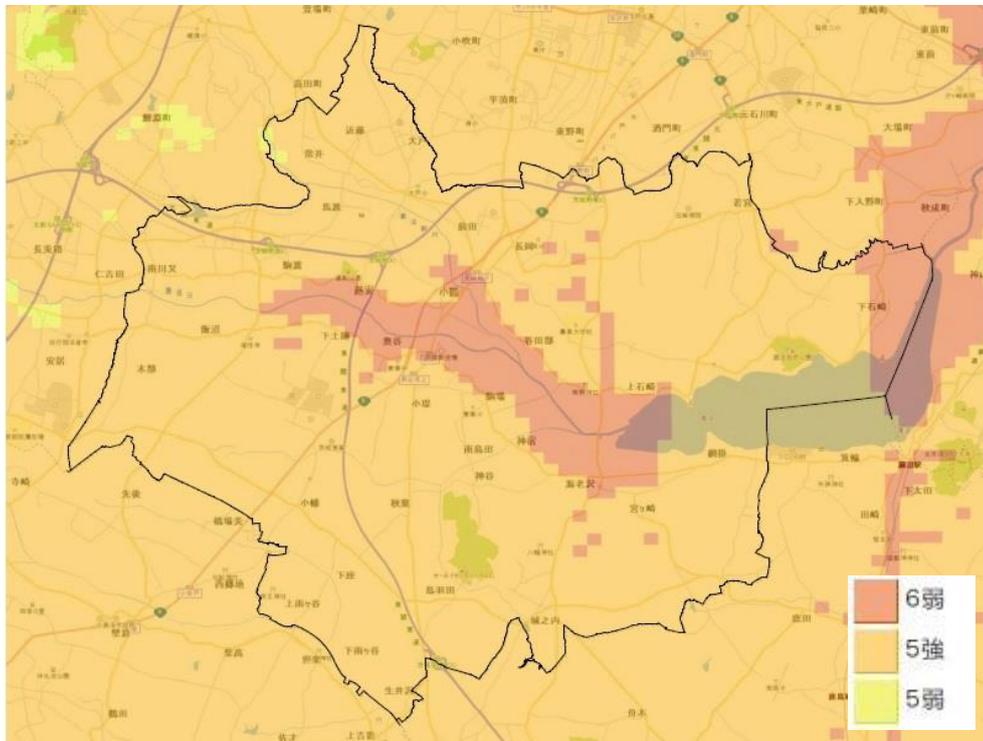


茨城県沖から房総半島沖にかけての地震（茨城県(2012)）

※地震調査研究推進本部から平成23年11月に公表された

「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価（第二版）について」

を基に想定した地震



茨城県沖から房総半島沖にかけての地震の震度予測（出典：いばらきデジタルまっぷ）

□茨城県沖から房総半島沖にかけての地震による茨城町の建物被害 (単位：棟)

季節 時間帯	液状化		揺れ		土砂災害		津波		火災	合計	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	焼失	全壊・ 焼失	半壊
冬 深夜	*	10	20	190	*	10	0	0	10	20	200
夏 12時											
冬 18時											

□茨城県沖から房総半島沖にかけての地震による茨城町の人的被害 (単位：人)

季節 時間帯	内訳	建物倒壊		土砂 災害	津波	火災	ブロッ ク 塀等	合計
		(内数) 屋内収容物						
冬 深夜	死者数	*	*	*	*	*	*	10
	負傷者数	30	10	*	10	*	*	30
	(内数) 重傷者数	10	10	*	*	*	*	10
夏 12時	死者数	*	*	*	*	*	*	*
	負傷者数	20	10	*	10	*	*	20
	(内数) 重傷者数	10	10	*	*	*	*	10
冬 18時	死者数	*	*	*	*	*	*	*
	負傷者数	20	10	*	10	*	*	30
	(内数) 重傷者数	10	10	*	*	*	*	10

※ 「*」は「わずか」，「0」は「被害なし」という意味である。

※ 表中の数量は集計結果を切り上げているため，合計が合わない場合がある。

資料3 緊急輸送道路一覧

出典：茨城町地域防災計画 抜粋

【町内の緊急輸送道路】

●第1次緊急輸送道路

路線番号	路線名	起点側	終点側
(高速自動車国道)			
1120	東関東自動車道水戸線	鉦田市（鉦田IC）から （茨城町（茨城空港北IC）から）	茨城町（茨城町JCT）まで
1460	北関東自動車道	桜川市県境（栃木県）から	水戸市元石川町（水戸南IC）まで
(一般国道)			
6	国道6号	取手市県境（千葉県）から	北茨城市県境（福島県）まで
(主要地方道)			
18	茨城鹿島線	茨城町奥谷（主）大洗友部線交差から	鉦田市紅葉 一般県道紅葉石岡線交差まで
40	内原塩崎線	水戸市鯉淵町 主要地方道水戸岩間線鯉淵東交差点から	茨城町長岡 国道6号（長岡坂下交差点）まで
43	茨城岩間線	茨城町小幡 国道6号（小幡南交差点）から	笠間市押辺 国道355号交差まで
〃	〃	茨城町奥谷 主要地方道大洗友部線交差から	茨城町奥谷 国道6号交差まで
59	玉里水戸線	茨城町野曾 茨城町西IC入口交差点から	水戸市高田町 主要地方道内原塩崎線（高田十字路交差点）まで
(一般県道)			
181	宮ヶ崎小幡線	茨城町鳥羽田 主要地方道茨城鹿島線（鳥羽田交差点）から	茨城町小幡 国道6号（小幡南交差点）まで

●第2次緊急輸送道路

路線番号	路線名	起点側	終点側
(主要地方道)			
16	大洗友部線	東茨城郡大洗町大貫町 国道51号（夏海IC入口交差点）から	茨城町奥谷 主要地方道茨城鹿島線（奥谷交差点）まで
〃	〃	茨城町小鶴 国道6号（小鶴西交差点）から	笠間市橋爪 国道355号交差まで
18	茨城鹿島線	茨城町生井沢 一般県道紅葉石岡線交差から	鹿嶋市爪木 一般県道須賀北埠頭線交差まで

●第3次緊急輸送道路

路線番号	路線名	起点側	終点側
(主要地方道)			
16	大洗友部線	茨城町奥谷 主要地方道茨城鹿島線（奥谷交差点）から	茨城町長岡 主要地方道茨城鹿島線交差まで
18	茨城鹿島線	茨城町長岡 国道6号（長岡坂下交差点）から	茨城町長岡 主要地方道大洗友部線交差まで
(市町村道)			
	茨城町道110号線	茨城町常井 主要地方道内原塩崎線から	水戸医療センターまで

資料4 耐震診断義務付け道路一覧

出典：茨城県耐震改修促進計画（令和4年3月）抜粋

【町内の耐震診断義務付け道路】

□広域の緊急輸送を担う交通軸（高速道路，直轄国道等）

道路名称	起点	終点	沿線市町村
東関東自動車道水戸線	鉾田市（鉾田IC）から	東茨城郡茨城町（茨城町JCT まで）	茨城町，鉾田市
北関東自動車道	筑西市県境（栃木県）から	水戸市元石川町（水戸南IC）まで	水戸市，茨城町，笠間市，桜川市，筑西市
国道6号	取手市県境（千葉県）から	北茨城市県境（福島県）まで	北茨城市，高萩市，日立市，東海村，那珂市，ひたちなか市，水戸市，茨城町，小美玉市，石岡市，かすみがうら市，土浦市，牛久市，龍ヶ崎市，取手市

□広域の緊急輸送を担う交通軸（高速道路，直轄国道等）から非常時に広域的な活動拠点となる施設へのアクセス道路

施設名称	所在市町村	アクセス道路
12 水戸医療センター	茨城町	①北関東自動車道 茨城町西IC ↓（主要地方道玉里水戸線） ②高田十字路 ↓（主要地方道内原塩崎線） ③茨城町常井付近交差点 ↓（町道110号線） ④拠点前

資料 5

町内の耐震診断義務付け道路および緊急輸送道路図

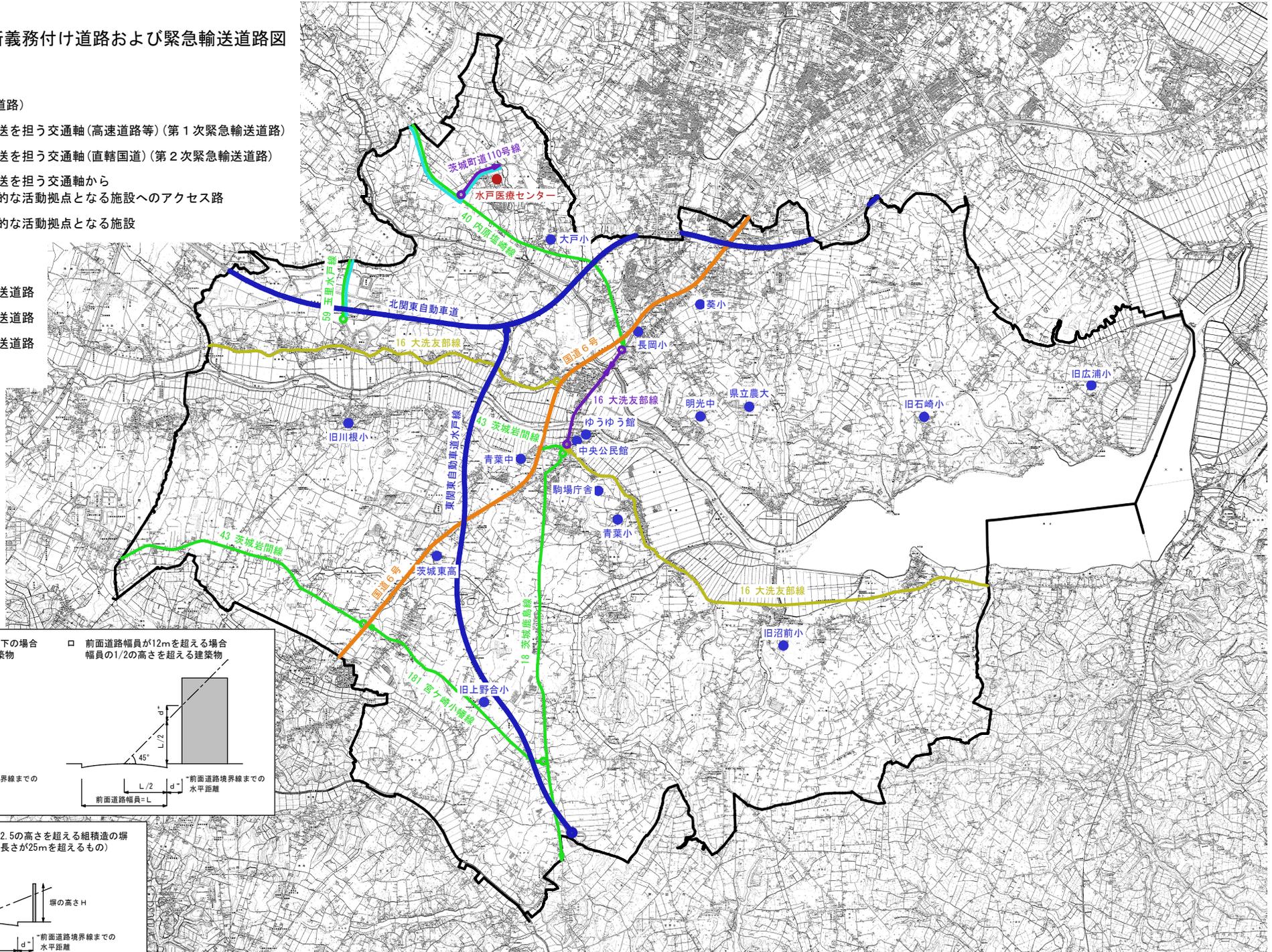
〈凡例〉

(耐震診断義務付け道路)

- 広域の緊急輸送を担う交通軸(高速道路等)(第1次緊急輸送道路)
- 広域の緊急輸送を担う交通軸(直轄国道)(第2次緊急輸送道路)
- 広域の緊急輸送を担う交通軸から非常時に広域的な活動拠点となる施設へのアクセス路
- 非常時に広域的な活動拠点となる施設

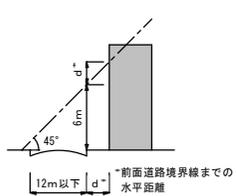
(緊急輸送道路)

- 第1次緊急輸送道路
- 第2次緊急輸送道路
- 第3次緊急輸送道路
- 町指定避難所

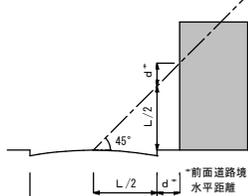


通行障害建築物の要件

イ 前面道路幅員が12m以下の場合
6mの高さを超える建築物



ロ 前面道路幅員が12mを超える場合
幅員の1/2の高さを超える建築物



道路中心線からの距離の1/2.5の高さを超える組積造の塀
(前面道路に面する部分の長さが25mを超えるもの)

